

第1章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

第1章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

1 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

1-1 新gTLDの導入に関する議論

ICANNでは2003年12月以降、順次スポンサー付き新gTLD(sTLD)の導入が進んでいる。新しいgTLDを順次導入してその数を増やすことは、ICANNが設立された当初からICANNに課せられた責務であり、そのプロセスの第一弾としてまず2000年11月に7つの新gTLD(.info/.biz/.name/.pro/.aero/.coop/.museum)を導入することが決定された。当初はこれらのgTLDの導入状況を評価、検証して、その後続くgTLDをどのように導入していくかを検討していく予定であった。しかし、折しもICANN改革についての議論が沸騰していたこともあり、これら新gTLDの評価が遅々として進まない状況となった。そこでそこで2002年11月に、まずは規模が比較的程度小さいと思われるスポンサー付き新gTLDの導入を先に進めようという提案が当時のICANN事務総長であったStuart Lynn氏からなされ、2002年12月の理事会でその進め方が承認されたものである。

このように、当初は新gTLDの導入を目指して始まった議論は、sTLDの導入に関する議論と、今後新たなgTLDをどのようなポリシーに基づいて選定、導入していくのかという議論とに分化した。前者に関しては項を改めて進捗を報告するのでそちらを参照されたい。後者の議論に関しては、2004年9月30日に「戦略：新たな分野別トップレベルドメインの導入」という報告書が発表⁷⁷され、ポリシー策定のための手順が提示された。それ以降、新gTLDの導入の手続き等に関する議論が深まってきており、2005年には新gTLDに関する課題報告書の公開⁷⁸、評価依頼事項の公開⁷⁹と矢継ぎ早に新gTLD導入に関する議論が進み、2006年2月にはICANNのGNSOから新gTLDの導入に関してそれまでの検討をまとめた初回レポートが提出されるに至った。ここでは、この初回レポートの内容を振り返ったうえで、それ以降(2006年3月以降)の動きについて報告する。

- 新gTLD導入に関するGNSOの初回レポートドラフトを公開(2006年2月)

2006年2月19日に、GNSOは新gTLD導入に関する初回レポートのドラフトを公開した。本ドラフトの結論は概ね以下の通りである。

⁷⁷ <http://www.icann.org/tlds/new-gtld-strategy.pdf>

⁷⁸ <http://gnso.icann.org/issues/new-gtlds/gnso-issues-rpt-gtlds-05dec05.pdf>

⁷⁹ <http://www.icann.org/announcements/announcement-06dec05.htm#TOR>

- 新 gTLD の導入は、その頻度や条件に関しては実に幅広い意見があったにも関わらず、導入自体に反対する意見は無かった。ほとんどの意見は、gTLD の創設は ICANN の義務だとするものであった。
- 一方、新 gTLD をいくつ、どのような頻度で創設するか、スポンサー付きとするのかしないのか、またどのような文字列が割り振られるべきかについては合意が無かった。
- レジストリ運用にあたり、標準化された契約条件を契約前に公開すべきという点については概ね合意が得られた。
- 2つのシナリオについて検討する必要がある。1つは、新 gTLD の導入を1つに制限すべきとするもので、もう1つは、より幅広い申請を認めていこうというものである。
- 新 gTLD の導入に伴い、総額でどれくらいのコストが発生するのか（法務担当や理事会のコストも含む）運用上のインパクトをさらに分析することが必要である。
- 新 gTLD の導入の要望度に関して、エンドユーザからの観点からの事実に基づいた市場分析が有用である。
- gTLD を「公認」「非公認」に分類するというのも試してみる価値があるかもしれない。

- ICANN ウェリントン会議での議論（2006年3月）

2006年3月のICANNウェリントン会議では、上記ドラフトレポートを元に議論が行われた。会期中、この議論の進捗をGNSO評議会チェアで新gTLD検討委員会のチェアでもあるBruce Tonkin氏が報告⁸⁰している。その内容は以下の通りである。

- 新 gTLD の導入の是非については、導入すべきという意見でほぼコンセンサスに至った。しかし、妥当な選定基準があるのならという条件付きである。
- 既に選定基準を提案してきている部会もある。強い支持を受けたのは、技術的要件に適合すること（IDN 標準や、業務に関連する IETF の RFC）、申請費用を支払うこと、財政的に安定していることを示すこと、新 gTLD 設立の目的において、他の gTLD と明確に区別可能なことという諸条件である。
- この他にも、ICANN 認定レジストラを利用すること、当該 gTLD のチャーター、目的に沿うことを保証する仕組みがあること、ICANN のポリシーに従うことという諸条件も強い支持を得ている。
- 選定基準で強い支持とまではいかないが概ね支持を受けた事項としては、申請者がきちんと定義されたコミュニティを代表する組織であり、かつ登録者はそのコ

⁸⁰ <http://gns0.icann.org/issues/new-gtlds/new-gtld-pdp-28mar06.pdf>

コミュニティに属する者であるべきというもの、登録資格の正確な検証を行うことというものなどが挙げられる。

- gTLD 名の割り当てについては、早い者勝ちにするのか、比較評価を行うかのどちらかであるがまだ結論は出ていない。
- 新 gTLD の契約条件についてはまだ議論中で結論が出ていない。

- ICANN 理事会の決議（2006 年 3 月）

上記報告を受け、ICANN 理事会は「ICANN は 2007 年 1 月までに新 gTLD 募集のプロセスを開始する意図がある」ということ、及び「GNSO は次回の ICANN マラケシュ会議（2006 年 6 月）までに本件に関する正式な初回レポートを提出するよう、努力すること」という決議を行った。

ICANN 理事会側から GNSO に対してプロセスを早めるよう要求する決議が出るというのはこれまでの ICANN からすると異例のことであり、ICANN 理事会が新 gTLD プロセスを早く進めたがっていることの現れと解釈することもできる。ICANN 理事の一人である伊藤穰一氏からは、これが実現すると、VeriSign の半独占とも言える状況を将来的には変えていくことができるのではないかという期待を持った発言もなされている。

- GNSO 初回レポートの提出（2006 年 7 月）

2006 年 6 月のマラケシュ会議での議論を受け、GNSO は 2006 年 7 月にそれまでの議論の結果をまとめた初回レポートの最終版を提出した。以下、2005 年 12 月に出されている評価委任事項に沿ってその内容を見ていく。

- 新しい gTLD は導入されるべきか。
 - ◇ 新しい gTLD は導入されるべきであり、後述する勧告を考慮に入れた上で、導入を実現させるための作業が進められるべきである。
- 導入されるべきとした場合、その選択の基準はどのようなものか。
 - ◇ プロセスに関する基準として、申請費用の支払い、申請にあたっての信義則、申請終了までの明確な締め切りが設けられるべきである。
 - ◇ 技術的な基準としては、IETF の RFC その他の技術標準に準拠すること、IDN を提供する場合、関連する IETF 標準及び ICANN の IDN ガイドラインの内容を遵守することが必要である。申請者が gTLD に ASCII に基づいた文字列

を提案するか、その他の文字列を提案するかに関わらず一貫した取り扱いをするべきかについては更なる議論を要する。

- ◇ 申請者は ICANN のコンセンサスポリシーに従わなければならない。
 - ◇ 申請する gTLD は、その目的において明確に既存のものと区別できるものでなければならない。IDN トップレベルドメインに関してこの要求がどのような影響を持つかは議論尽くされたわけではなく、更なるインプットが必要である。
 - ◇ 申請者は、当該 TLD に関してその目的等を遵守するための仕組み、及び違反の登録に対処する仕組みを持たなければならない。
 - ◇ 申請者は、レジストリ業務を行うに必要な財政面、運用面でのリソースを持っていることを示さなければならない。
- どのような割り振りの手法が適切か
- ◇ 原則早い者勝ちとして申請を進めるべきであるが、同じ文字列の申請が来た際もしくは審査するスタッフのリソースが足りない等の事情がある場合において議論がある。この場合、オークションまたはくじによって優先度を決めるか、もしくは申請内容の相互比較によって優先度を決めるかの 2 つの選択肢が提示されているが、この 2 つはそれぞれほぼ同じ程度の支持を得ており、決着はついていない。
- 契約条件を詰める指針となるべきポリシーはどのようなものか
- ◇ 法令遵守の手法の確立についてさらに検討が必要であり、現時点では結論は出ていない。

この報告書において、gTLD の選択基準はその大枠が定まってきたように見える。しかし細部においてまだ詰めるべき点があることも報告書内で認めているという状況である。

● GNSO による勧告ドラフトの公開（2006 年 9 月）

GNSO では上記初回レポート提出の後さらに検討を重ね、2006 年 9 月に GNSO としての勧告ドラフトをまとめ、公開⁸¹した。その内容を再度評価委任事項に沿って見ていく。

- 新しい gTLD は導入されるべきか。
 - ◇ 新しい gTLD は導入されるべきであり、後述する勧告を考慮に入れた上で、

⁸¹ <http://gns0.icann.org/issues/new-gtlds/recom-summary-14sep06.htm>

導入を実現させるための作業が進められるべきである。(初回レポートと同じ)

- 導入されるべきとした場合、その選択の基準はどのようなものか。
 - ◇ (初回レポートの内容から、gTLDの文字列についての要件が追加された。)
 - ◇ ICANNは、gTLDの申請が文字列の要件に従っているか予備的に判断する期間を設ける。その期間内には、専門家の助言を受けることができる。
 - ◇ 新しい文字列の要件については、ICANNはパブリックコメント期間を設けるものとする。
 - ◇ 申請されたgTLDの文字列が要件を満たさない可能性があるとしてICANNが判断した際は、ICANNは専門家からなるパネルに当該申請を付託することができる。
 - ◇ gTLDの文字列は、既存のTLDの文字列と混同を引き起こすほど類似してはならない。
 - ◇ gTLDの文字列は、他のいかなる第三者の法的権利を侵害するものであってはならない。
 - ◇ gTLDの文字列は、技術的な問題を引き起こすものであってはならない。(localhostや.exeなどはgTLDの文字列としては認められない。)
 - ◇ gTLDの文字列は、国内及び国際法に抵触するものであってはならない。
 - ◇ ICANNは、当該文字列が既存のgTLD文字列と混同を引き起こすほど類似しているかどうかの争い(既存のレジストリからの申立)を、独立した紛争解決機関を使って解決するためのプロセスを提供しなければならない。紛争解決機関によって混同を引き起こすほど類似していると判断された文字列は、その後いかなる組織も申請できない。
 - ◇ ICANNは、当該文字列が既存の商標と混同を引き起こすほど類似しているかどうかの争い(既存の商標権者からの申立)を、独立した紛争解決機関を使って解決するためのプロセスを提供しなければならない。この紛争解決のプロセスは、既存のUDRPのプロセスを用いて行われる。

- どのような割り振りの手法が適切か
 - ◇ 早い者勝ち(First Come, First Served)の原則を採用するが、複数回のラウンドに分けて募集する。
 - ◇ 新gTLD募集の初回ラウンドは、募集をかけることを決議した理事会の日から少なくとも4ヶ月後以降に開始することとし、ICANNは募集開始日を広く周知する。
 - ◇ 申請は受け付けたものから日付順に整理される。

- ◇ 初回ラウンドの締め切り日は、開始日から少なくとも 30 日後以降の日とする。
 - ◇ 申請された文字列は、締め切り日まで公開されないものとする。
 - ◇ 同じ文字列の申請があった場合、もしくは混同を引き起こすほど類似している文字列の申請があった場合、まずそれらの申請が文字列要件を満たしているかの審査を行う。
 - ◇ 次に申請者同士で協議を行う（異なる文字列を選択する、一緒に申請するなど）時間を設定する。
 - ◇ 申請者間で協議が成立しなかった場合、ICANN はそれぞれの申請者がコミュニティからどれほどのサポートを得ているかを評価する。申請者は追加資料を提出するための 90 日の猶予が与えられる。この評価で却下された申請者は、次回の申請ラウンドまで新しい申請を行うことはできない。
 - ◇ ICANN スタッフがどちらの申請が良いか判断出来ない場合、ICANN 理事会が ICANN の使命と主たる価値に基づいて判断を行う。この評価で却下された申請者は、次回の申請ラウンドまで新しい申請を行うことはできない。
 - ◇ 申請を承認された申請者は、その文字列を使ったサービスを適切な期間内に開始しなければならない。
- 契約条件を詰める指針となるべきポリシーはどのようなものか
- ◇ ある程度の一貫性を保つため、レジストラ契約のように大枠となる契約があるべきである。その契約の枠内であれば、ICANN スタッフが承認の権限を与えられるべきで、枠内に止まらない契約になれば、パブリックコメントに付した上で ICANN 理事会が判断するべきである。
 - ◇ 契約内容は、市場プレイヤーと ICANN との間で変化する市場や技術、ポリシー上の条件を十分カバーできるようなものであるべきである。
 - ◇ 新 gTLD の初期契約期間は商慣習的に合理的な長さであるべきである。（例えば 10 年。ただし、ケース毎に判断する場合がある）
 - ◇ 契約は重大な違反が無い限りは自動延長されるべきである。
 - ◇ 契約違反の場合に契約を打ち切ることが出来る条項を明確に設けておくべきである。
 - ◇ ICANN でコンセンサスとなったポリシーに準拠させる条項を設けるべきである。
 - ◇ レジストリが IDN を提供する場合は、契約上でその旨明記しておくべきである。
 - ◇ 最初の契約時は、競争を管轄する政府当局等に対し、契約中に法令違反が無いかどうか確認するものとする。
 - ◇ ICANN はレジストリ料金について、地域や経済、ビジネスモデルの違いを考

慮に入れた上で、一貫したアプローチを取るべきである。

- ◇ 個人情報の取り扱いについては、それが第三者から入手可能になるのはどのような場合かについて、レジストリは定義しておかなければならない。

上記を見れば分かるとおり、初回レポートの内容からはかなり要件が詳細にわたり詰まってきた。

- GNSO による最終レポートドラフト提出（2007 年 2 月）

GNSOの作業部会ではさらに議論を進め、上記勧告ドラフトの内容を元に最終レポートのドラフトを 2007 年 2 月に公開⁸²した。ここに至りgTLDの各種選定条件がほぼ整ってきている。以下に最終レポートドラフト内で示されている選定条件を列挙する。

- 文字列の条件
 - ◇ 既存の gTLD と混乱を引き起こすほど類似してはならない。
 - ◇ 第三者の権利を害するものであってはならない。
 - ◇ 技術的不安定をもたらすものであってはならない。
 - ◇ 予約語（ICANN との関係において、ASO や IANA など）であってはならない。
 - ◇ 公共政策に反するものであってはならない。（GAC の助言による）
- 申請者の条件
 - ◇ 申請者は自らの技術的能力を示さなければならない。
 - ◇ 申請者は自らの財政、運営能力を示さなければならない。
- プロセスの条件
 - ◇ 明確で前もって公開された、客観的で計測可能な基準が示されなければならない。
 - ◇ プロセスの始めに、基本契約書が申請者には示されなければならない。
 - ◇ 申請に関して予備的決定を行うために、専門家からなるパネルの使用とともにスタッフがその任にあたり、決断を行う。
 - ◇ プロセスに先立ち、紛争解決や異議申し立てのプロセスを確立しておく必要がある。

⁸² <http://gns0.icann.org/drafts/GNSO-PDP-Dec05-FR13-FEB07.htm>

- 割り振りの条件
 - ◇ 申請は複数のラウンドにわけて行われる。
 - ◇ 申請された文字列は申請締め切り後に公開される。
 - ◇ 複数の申請が同じ文字列に対してなされた場合、まず申請者間である特定の時間内に調整ができるかを試み、調整出来なかった場合はこれを解決するためのプロセスを進める。
 - ◇ 最終判断は、スタッフ及び専門家からなるパネルの助言に基づき、ICANN 理事会が行う。

- 契約条件
 - ◇ 基本契約書が RFP の一部として提供されるべきである。
 - ◇ 初期契約期間は、商慣習に照らして合理的な長さであるべきである。
 - ◇ 自動更新の仕組みを取り入れるべきである。
 - ◇ 法令遵守や制裁のプロセスを明確に基本契約書に盛り込み、契約破棄ができるようにすべきである。
 - ◇ レジストリは既存のコンセンサスポリシーに従い、今後成立するコンセンサスポリシーも採用することをコミットするべきである。
 - ◇ レジストリが IDN を提供する場合、ICANN の IDN ガイドラインに従わなければならない。
 - ◇ レジストリは ICANN 認定レジストラを利用しなければならない。

- 実施にあたってのガイドライン
 - ◇ コスト回収のための申請費用はあるべきである。申請費用は申請者毎に異なっても良い。
 - ◇ 早い者勝ちを原則としてプロセスの順番を決定する。
 - ◇ 申請は受け付けた日付と時間を記録する。
 - ◇ 申請提出の日付は、RFP を出してから少なくとも 4 ヶ月後とする。
 - ◇ ICANN は申請受け付けを広く周知するものとする。
 - ◇ 申請期間は少なくとも開始してから 30 日とする。
 - ◇ 申請者は申請が承認された場合、当該 gTLD を合理的な時間内に利用開始しなければならない。
 - ◇ 基本契約書は ICANN が変化する市場や技術、ポリシー上の条件を十分カバーできるようなものであるべきである。
 - ◇ ICANN はレジストリ料金に関して一貫したアプローチを取るべきである。
 - ◇ 個人情報の使用は、それを収集する目的の範囲内のみ制限される。

2006年9月の勧告ドラフトの内容とそれほど変化はないものの、条件の記述がより完結に、かつ具体的な方向に変わってきていることがわかる。この後、最終報告書がGNSOから正式に提出されることになるが、ここまでの議論の流れから推測するとなんかのところまで条件としては固まってきており、これ以上の大きい変更はなさそうである。

新gTLD創設への議論はGNSO内でも次第に収束しつつあり、ICANN理事会も創設に積極的であることを考え合わせると、2007年度内にも新しいgTLDの募集プロセスに向けてより具体的な動きが出てくることが予想される。

1-1-1 スポンサー付きトップレベルドメイン(sTLD)の導入の状況

スポンサー付きgTLD(sTLD)の導入は2002年12月のICANNアムステルダム会議で承認され、導入プロセスが開始された。その後選定のための基準策定、申請に関する詳細事項の作成、提案依頼書の作成等の作業を経て、2003年12月に募集が開始された。

この募集に10組織が応募を行い、順次ICANNによる評価選定作業が進んでいる。中には既に導入が決定され、運用に入っているsTLDもある。以下に申請されたsTLDと2007年3月現在の選定・評価状況を示す。

選定・評価状況	申請 TLD	申請組織	用途
最終承認済み	.asia	DotAsia Organization Limited	アジア太平洋地域の企業、個人、団体専用
	.cat	Associacio puntCAT	カタロニア地域の言語、文化コミュニティ用
	.jobs	Employ Media LLC	人事管理業務関係者用
	.mobi	Nokia/Vodafone/Microsoft	モバイル機器、サービス用等
	.tel	TELNIC	個人または企業の連絡先表示、ナビゲーション用
	.travel	Tralliance Corporation	旅行関連業界用
業務・技術面での交渉段階	.post	Universal Postal Union	郵便事業関係者用
	.xxx	ICM Registry, Inc.	アダルトサイト用
却下	.tel	NetNumber, Inc,	IP ベースの電話番号用
	.mail	The Anti-spam Community Registry	スパムフリー電子メールの送受信者用

次々に新しいスポンサー付きgTLDの導入が決定された2005年とは違い、2006年はそれ

ほど大きな動きはなかった。以下、申請 TLD 毎に 2006 年の以降の動きを簡単に見ていく。

- .asia
2005 年 12 月の ICANN バンクーバー会議において、業務面・技術面の交渉段階へ入ることが ICANN 理事会によって承認された後、契約書内容の交渉を経て、2006 年 10 月 18 日の ICANN 理事会において本申請が最終承認された。その後 ICANN サンパウロ会議期間中の 2006 年 12 月 6 日に正式契約が締結され、ルートゾーンへの追加を待っているという状況である。
- .cat
本申請は 2005 年 9 月に ICANN 理事会によって最終承認された。その後 2005 年 10 月に ICANN と申請者との間で正式契約を締結し、2005 年 12 月に本 sTLD がルートゾーンに追加され、運用が開始された。2006 年 4 月 23 日からは一般登録が開始され、現在に至っている。
- .jobs
本申請は 2005 年 4 月の ICANN マルデルプラタ会議での ICANN 理事会で最終承認された。2005 年 5 月には ICANN と申請者との間で正式契約を締結し、2005 年 9 月には本 sTLD がルートゾーンに追加され、運用が開始された。2005 年 9 月 9 日から一般登録が開始され、現在に至っている。
- .mobi
本申請は 2005 年 6 月の ICANN 理事会によって最終承認を受けた。2005 年 7 月には ICANN と申請者との間で正式契約を締結し、2005 年 10 月には本 sTLD がルートゾーンに追加され、運用が開始された。2006 年 9 月 26 日から一般登録が開始され、現在に至っている。
- .travel
本申請は 2005 年 4 月の ICANN マルデルプラタ会議での ICANN 理事会において最終承認を受けた。その後 2005 年 7 月には正式契約が締結され、同月に本 sTLD がルートゾーンに追加され、運用が開始された。2006 年 1 月 2 日からは一般登録が開始され、現在に至っている。
- .tel (TELNIC)
2005 年 6 月の ICANN 理事会において業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認された後、契約書内容の交渉を経て、2006 年 5 月 10 日の ICANN 理事会において本申

請が最終承認された。その後 2006 年 5 月 30 日に正式契約が締結されているが、今のところ本 sTLD はルートゾーンに追加されておらず、運用は開始されていない。

- .post
本申請は 2004 年 7 月に業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認されているが、その後交渉がまだ完了していない。ICANN と申請者との間では、2007 年 6 月 30 日までに交渉を完了することを目標に作業を進めているとのことである。
- .xxx
本申請はアダルトコンテンツを対象とした sTLD 申請だったため、各方面から承認に慎重論が出て作業が遅れていたが、2005 年 6 月の ICANN 理事会でようやく業務面・技術面の交渉段階へ入ることが承認された。その後契約書内容の交渉を経て、契約書案が 2006 年 4 月 16 日に公開され、2006 年 5 月 10 日の ICANN 理事会に提出された。しかし同理事会は、本契約案を不承認としている。契約案は ICANN と申請者との間で再交渉に入り、2007 年 1 月 5 日に再度パブリックコメントへ付された。パブリックコメント期間は 2007 年 3 月 9 日までとなっており、パブリックコメント期間終了後、寄せられたコメントを ICANN 理事会で検討するとされている。
- .tel (NetNumber, Inc.)
本申請は、2004 年 11 月に評価基準に達しないとの判断がされ、却下となっている。
- .mail
本申請は、2005 年 7 月に評価基準に達しないとの判断がされ、却下となっている。

2003 年 12 月に始まった sTLD 募集のプロセスは、2 つの申請を残すのみとなった。長らく進捗の無かった .post にも 2007 年 6 月 30 日という期限設定がされたことによって今後進捗が促される可能性がある。 .xxx については一旦契約案を ICANN 理事会が不承認としたこともあり、次回出てくる契約案が承認されるか否かが焦点となる。

今回の sTLD 募集のプロセスは始まってから既に 3 年が経過しようとしており、承認プロセスでは常に「進みが遅い」との批判が付きまどってきた。2007 年に始まろうとしている新 gTLD 募集のプロセスでは、sTLD 承認プロセスの反省を元に、よりスムーズな申請、承認作業を行うことが求められるであろう。

1-2 既存の gTLD レジストリとの契約更新に関する議論

ICANN の GNSO では、2005 年の.net 次期レジストリ選定、.com レジストリ契約更新を巡る議論を契機として、既存の gTLD レジストリとの契約更新時の条件をどう考えるかについて、更新が起こる毎に検討するのではなく、より一般的な事項として事前に広く検討しておくべきではないかとの意見が多数を占めるようになった。

元々は、2006 年 1 月 17 日にGNSOがICANNスタッフに対し、.comレジストリ契約更新に対する様々な意見に関して、報告書(issue report)⁸³を出すよう求めたのが発端であった。この報告書の中では、ICANNの法務担当者が「.comレジストリ契約を特に取り扱うような形でのポリシー策定プロセスは不適切である」とコメントしている。

その後 2006 年 2 月 6 日のGNSO評議会で、この問題は.comレジストリ契約に焦点を当てるのではなく、もっと広く、既存のgTLD契約の更新をどう考えるかという問題として考えるべきだとの結論に達し、この問題を検討するポリシー策定プロセスを開始することを絶対多数で可決した。これがPDP-Feb06 と採番されて開始されたポリシー策定プロセスである。2006 年 3 月のICANNウェリントン会議では、このポリシー策定プロセスはICANNスタッフが既存のgTLDレジストリ契約の更新条件交渉を行う際の一助となるものを提供することを目指すとの説明がGNSO評議会議長のBruce Tonkinからなされた⁸⁴。

このポリシー策定プロセスで設定された評価委任事項(Terms of Reference)⁸⁵は以下の通りである。

- レジストリ契約更新
 - レジストリ更新の際に目安となるポリシーが必要か。必要であれば、どのような要素であるべきか。
 - 既存の全てのレジストリ契約が同一の更新規定を設定しているわけではないということ考慮に入れたうえで、将来においてはこれを全て標準化すべきであるか否か。
- レジストリ契約とコンセンサスポリシーとの関係
 - レジストリ契約上に、コンセンサスポリシーの適用に関する制限があることが適切か否か。また、これらの制限をどう決定するべきか。

⁸³ <http://www.gnso.icann.org/mailling-lists/archives/council/msg01951.html>

⁸⁴ <http://www.icann.org/presentations/tonkin-gnso-wellington-28mar06.pdf>

⁸⁵ <http://gnso.icann.org/issues/gtld-policies/tor-pdp-28feb06.html>

- ある特定のポリシー策定の責任を、スポンサー付き TLD 運用者に委譲することが適切であるかどうか。もし適切であるなら、何らかの変化が必要か否か。
- レジストリサービスの価格コントロールに関するポリシー
 - 価格コントロールに関するポリシーが必要か否か。必要なら、そのポリシーの要素はどのようなものであるべきか。(価格の上限を設定することや、全てのレジストラに同一料金を設定することなど、例を示すこと。)
 - 価格上限設定が存在する場合、値上げ申請を承認するための目安となる手法の分析。(コスト計算法、コスト要素、利益率)
- ICANN への料金
 - レジストリが ICANN へ支払う費用についてのポリシーが必要か。必要なら、そのポリシーの要素はどのようなものであるべきか。
 - ICANN の公開で行われる予算作成プロセスと、ICANN へ支払う料金がどのように関連づけられるべきか。
- レジストリデータの使用

レジストリはその運用の結果として、レジストリデータを入手することができる。レジストリデータの例としては、ドメイン名登録者の情報、ドメイン名登録に含まれる情報、レジストリが DNS 名前解決のサービスを提供する際発生するトラフィックデータなどが挙げられる。

 - レジストリデータを、収集する目的外に使用することに関するポリシーが必要か。必要であれば、そのポリシーの要素はどのようなものであるべきか。
 - 第三者が入手可能なレジストリデータに無差別のアクセスができるようにするためのポリシーが必要か否か。
- 成長とインフラへの投資
 - 成長とインフラへの投資を規定するポリシーが必要か否か。必要なら、そのポリシーの要素はどのようなものであるべきか。

この評価委任事項に基づき、2006 年 4 月 11 日から 5 月 5 日までパブリックコメントが募集された⁸⁶。このパブリックコメント期間を経て、2006 年 6 月 16 日に、GNSO の暫定タスクフォースによって報告書が提出された。この報告書の中では評価委任事項に対して GNSO の各部会から寄せられたコメント等を整理、紹介したうえで、いくつかの勧告を行

⁸⁶ <http://www.icann.org/announcements/announcement-11apr06.htm>

っている。その勧告の主な内容は以下の通りである。

- タスクフォースは既にコンセンサスとなっている新 gTLD の契約条件に関するポジションに関して払われた努力を考慮し、既存の gTLD の契約更新と新 gTLD の契約とで何か特に異なる点があるかどうかの分析を行うこと。
- タスクフォースは GNSO 評議会に対して評価委任事項の修正削除を要求すべきかさらに検討すること。
- タスクフォースは評価委任事項のうちいくつかのもの（例えば、成長とインフラへの投資を規定するポリシーが必要か）については、当該ポリシーは必要でないか、もしくはコンセンサスを得るのは不可能であることを GNSO 評議会に対して周知すべきである。
- タスクフォースはレジストリデータの種類を特定し、そのデータを収集する目的をより明確にすべきである。
- 市場の力を理解したうえで、ICANN が既存の gTLD に対して価格コントロールを行う役割を持ち続けるべきなのかより深く検討すべきである。

この暫定レポートの後、2006 年 8 月 3 日に正式報告書が提出された⁸⁷が、勧告の内容は暫定レポートとほぼ同じである。

こうした経緯を経て、2007 年 2 月 18 日にタスクフォースの検討結果報告書のドラフトが提出されて⁸⁸いる。本ドラフトの結論を、評価委任事項に沿う形で以下の通り見ていく。

- レジストリ契約更新
 - レジストリ更新の際に目安となるポリシーが必要か。必要であれば、どのような要素であるべきか。
 - ◇ レジストリ更新の際に目安となるポリシーは必要ということと、及び更新の期間は合理的なものであるべき（10 年などという長期ではなく）ということに関しては支持を得たが、その他の提案に関しては特に多数の支持を得ているというものは無い。

⁸⁷ <http://gns0.icann.org/issues/gtld-policies/pcc-pdp-03aug06.pdf>

⁸⁸ <http://gns0.icann.org/drafts/GNSO-PDP-Feb06-TFR-18Feb07.htm>

- 既存の全てのレジストリ契約が同一の更新規定を設定しているわけではないということ考慮に入れたうえで、将来においてはこれを全て標準化すべきであるか否か。
 - ◇ 本件に関しては、未だ定まった意見は無い。

- レジストリ契約とコンセンサスポリシーとの関係
 - レジストリ契約上に、コンセンサスポリシーの適用に関する制限を受けるという記述があることが適切か否か。また、これらの制限をどう決定すべきか。
 - ◇ レジストリ契約上に、コンセンサスポリシーの適用の制限を受ける記述があることを認め、将来も存続させるべきとの意見が多数である。

 - ある特定のポリシー策定の責任を、スポンサー付き TLD 運用者に委譲することが適切であるかどうか。もし適切であるなら、何らかの変化が必要か否か。
 - ◇ ポリシー策定の責任をスポンサー付き TLD 運用者に委譲することは妥当であるとのコンセンサスが得られた。

- レジストリサービスの価格コントロールに関するポリシー
 - 価格コントロールに関するポリシーが必要か否か。必要なら、そのポリシーの要素はどのようなものであるべきか。(価格の上限を設定することや、全てのレジストラに同一料金を設定することなど、例を示すこと。)
 - ◇ GNSO の各部会の意見はまちまちで、統一された意見は無い。

 - 価格上限設定が存在する場合、値上げ申請を承認するための目安となる手法の分析。(コスト計算法、コスト要素、利益率)
 - ◇ GNSO の各部会の意見はまちまちで、統一された意見は無い。

- ICANN への料金
 - レジストリが ICANN へ支払う費用についてのポリシーが必要か。必要なら、そのポリシーの要素はどのようなものであるべきか。
 - ◇ ICANN スタッフはレジストリからの料金体系を速やかに確立し、個々に交渉するような事態を避けるべきである、との意見でほぼ合意された。

 - ICANN の公開で行われる予算作成プロセスと、ICANN へ支払う料金がどのように関連づけられるべきか。
 - ◇ ICANN 理事会はタスクフォースもしくは諮問委員会を設立して、収入配分や

予算執行監視、予算承認のプロセスなどを検討するべきであるとの意見でほぼ一致した。

- レジストリデータの使用
 - レジストリデータを、収集する目的外に使用することに関するポリシーが必要か。必要であれば、そのポリシーの要素はどのようなものであるべきか。
 - 第三者が入手可能なレジストリデータに無差別のアクセスができるようにするためのポリシーが必要か否か。
 - ◇ これらに関しては、未だ検討が進んでいない。

- 成長とインフラへの投資
 - 成長とインフラへの投資を規定するポリシーが必要か否か。必要なら、そのポリシーの要素はどのようなものであるべきか。
 - ◇ このようなポリシーは必要無いという意見で一致した。

ここまで見てきた通り、既存の gTLD 契約に関する検討事項はまだ相当程度残っており、このポリシー策定プロセスが終了するまでにはまだ時間がかかりそうな雰囲気である。

1-3 既存の gTLD のレジストリサービスの導入に関する議論

レジストリサービス評価ポリシー⁸⁹は、GNSOのポリシー策定プロセスを通じて成立したもので、2005年11月8日のICANN理事会で最終的に承認⁹⁰されたものである。そもそもこのポリシーは、2003年にVeriSign社がSiteFinderというサービスを導入し、.com / .netのDNSサーバに登録されていない.com / .netドメイン名が入力されたときに、VeriSignが運営するポータルサイトに接続するというを行い、コミュニティから大いに批判を受けたことがきっかけで検討が開始されたものである。

このポリシーによると、レジストリサービスとは以下のように定義される。

- レジストリ運用で、ドメイン名とネームサーバの登録に関するデータをレジストラから受領したり、特定のTLDに関するゾーンサーバに関する状態を情報提供したり、TLDゾーンファイルを伝播させたり、レジストリゾーンサーバを運用したり、その他ドメイン名サーバの登録情報及び連絡先情報を伝播させたりするような不可欠な業務の遂

⁸⁹ <http://www.icann.org/registries/rsep/rsep.html>

⁹⁰ <http://www.icann.org/minutes/resolutions-08nov05.htm>

行であって、レジストリ契約の有効期間内にレジストリが提供するものであること。
次のようなものが含まれる。

- コンセンサスポリシーの結果として実装を義務づけられる商品もしくはサービス
- レジストリ運用者だけが提供できない商品もしくはサービス
- 上記のレジストリサービスの変更そのもの

新しくレジストリサービスを開始（もしくは変更）したいレジストリは、以下のプロセスで ICANN に申請を行うこととなる。

- **ステップ 1：レジストリ内での検討**
gTLD レジストリ内で、当該サービス（変更）が、ICANN の承認を必要とするものかどうか、ICANN と相談して決定する。
- **ステップ 2：ICANN への情報提供**
gTLD レジストリは当該サービスに関する技術的情報を ICANN へ提供する。レジストリが外部機関に意見照会をしていた場合、その結果得た意見及びその意見を取り入れたプロセスと結果を ICANN へ情報提供する。この時点では、この情報は公開されず、ICANN とレジストリ間の秘密情報として取り扱われる。
- **ステップ 3：予備的決定期間**
ICANN は gTLD レジストリから情報を得てから 15 日以内に、当該サービスがさらなる検討が必要か否かを判断するものとし、この期間を予備的決定期間とする。この期間内に、当該サービスがインターネットの安全、安定に影響しないと ICANN が判断した場合、レジストリはそのサービスを自由に開始することができる。
- **ステップ 4：競争に関する問題検討**
上記予備的決定期間に、当該サービスが競争に関する問題を有すると ICANN が判断した場合、ICANN は 5 日以内（もしくは予備的決定期間終了後 2 日以内のどちらか早い方）に、競争に関する司法管轄を有する当局に相談を行う。これが起こった場合、当局が問題なしとした場合を除き、最低 45 日は当該サービスを開始してはならない。
- **ステップ 5：安全及び安定に関する問題検討**
上記予備的決定期間に、当該サービスがインターネットの安全及び安定に関する問題を有すると ICANN が判断した場合、ICANN はレジストリサービス技術評価パネル (RSTEP: Registry Services Technical Evaluation Panel) に対し、5 日以内（もしくは予備的決定期間終了後 2 日以内のどちらか早い方）に当該サービス提案を付託する。

これと並行し、パブリックコメントを募集するものとする。

レジストリサービス技術評価パネルは、45 日以内に当該サービスがインターネットの安全、安定に影響を及ぼすものであるか詳細な分析を行い、その結論を理由とともに ICANN 理事会へ報告する。

- ステップ 6：理事会の判断
ICANN 理事会はレジストリサービス評価パネルからの報告を受けてから 30 日以内に当該サービスを承認するかどうかの決定を行う。
- ステップ 7：異議申し立て
ICANN 理事会の決定に異議があるレジストリは、ICANN 定款上で定められている異議申し立てプロセスを利用することができる。

このポリシー自体は 2006 年 8 月 15 日から実施に移され、レジストリサービス評価パネルは 2006 年 8 月 30 日に設置されている。パネルは ICANN から独立した専門家 24 人からなっており、その中には日本から JPRS の堀田博文氏も入っている。

このポリシーが実施されて以来、新レジストリサービスとして申請されたものとその申請結果は以下の表の通りとなっている。(2007年3月現在)

レジストリ名	gTLD 名	サービス内容	結果
Tralliance Corporation	.travel	.travel のゾーンにワイルドカードを適用し、登録されていない.travel ドメイン名については、Tralliance 社の検索ページに誘導する。	不承認
NeuLevel, Inc.	.biz	レジストラ間で買収、合併等が発生し、ドメイン名の管理主体の移管が生じた際に発生する料金を、本来の料金から割り引く。	承認
Public Interest Registry	.org	レジストラがドメイン名を登録してから 5 日以内にその登録取り消しを行う率が、そのレジストラが登録したドメイン名全体の 90% を超える場合、当該取り消しに課金を行う。	承認
Global Name Registry, LTD	.name	当初予約ドメイン名として一般には開放していなかった 2 文字ドメイン名の一部を開放する。	承認
Fundació puntCAT	.cat	当初予約ドメイン名として一般には開放していなかった 2 文字ドメイン名の一部を開放する。	ICANN で検討中。

gTLD のゾーンにワイルドカードを適用するサービスを開始しようとした.travel が不承認となっているのが注目される。

